

《永楽荘2丁目地区地区計画》

A地区・B地区の制限内容は同様です。

※このパンフレットは「永楽荘2丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

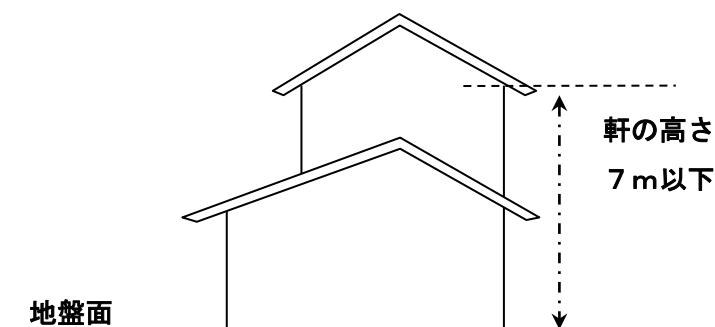
1. 建てることが出来る建築物の用途

- ①住宅（2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。以下同じ。）
- ②兼用住宅※（住宅で事務所、学習塾、アトリエなどを兼ねるもの）
- ③グループホーム（200㎡未満）
- ④老人ホーム、保育所、福祉ホームなど
- ⑤診療所
- ⑥前各号の建築物に附属するもの

※非住宅部分の制限有

2. 建築物の高さの最高限度

軒の高さ7m



3. 建築物の敷地面積の最低限度

(1) 130㎡

(2) 敷地面積の最低限度の適用除外

(1) が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を1つの敷地として使用するもの。

